

下関市が空き家等の改修費用 の一部を補助します



【募集期間】: 令和2年5月1日(金)～令和2年12月18日(金)先着順

※予算がなくなり次第、募集を終了します。

- ・受付初日に予算額を上回る申請があった場合のみ抽選を実施します
- ・工事契約前に申請が必要です
- ・このパンフレットに記載している以外にも諸条件がありますのでご了承ください

【住宅リフォームに関する減税制度】

一定の要件を満たしていれば、住宅リフォームをすることで、「所得税の控除」や「固定資産税の減額」を受けることができます。詳しくは住宅リフォーム推進協議会のホームページ(<http://www.j-reform.com/>)をご覧ください。

問合せ・申請先

下関市建設部住宅政策課住宅政策係

TEL : 083-231-1941

受付時間: 8時30分から17時(土日・祝祭日を除く)

1. 補助対象の空き家住宅等について

下関市内(密集市街地を除く)に存する以下の住宅等

①空き家住宅

一戸建ての住宅又は共同住宅(マンションの1室)で、おおむね年間を通じて使用されていないもの(店舗等を兼ねる場合は店舗等部分の床面積が総床面積の2分の1未満のもの)

②店舗

居住の用途を兼ねる店舗で、使用されていないもの(居住部分の床面積が総床面積の2分の1以下のもの)

※①、②とも以下のいずれかに該当するもの

- ・昭和56年6月1日以後に新耐震基準で着工された住宅等
- ・昭和56年6月1日以後に増築等により建築確認を受けた住宅等
- ・建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる工事を同時にする住宅等
- ・耐震性があると市長が認めた住宅等

※借地において増改築等(リフォーム等)を行う時は、地主の承諾が必要な場合があります。

2. 補助の対象となる方について

①購入した空き家住宅に居住予定の方

下関市内の空き家住宅の売買契約(贈与契約を含む)を令和2年度中に締結している方

②空き家住宅を売却予定の方

下関市内の空き家住宅の売買若しくは交換の媒介又は代理の契約を締結している方

③相続した空き家住宅に居住予定の方

下関市内の空き家住宅を相続した方

④賃貸借契約を締結した空き家住宅又は店舗に居住予定の方

あきんど活性化支援事業費補助金交付要綱に規定する補助予定者の方

⑤空き家バンクの登録者の方

下関市空き家バンクに登録されている空き家住宅の所有者の方

※①~⑤のいずれかに該当し、以下に該当する方

下関市の市税の滞納がない方で暴力団員でない又は暴力団及び暴力団員と密接な関係のない方

3. 補助対象事業について

①省エネルギー化改修を実施する工事

表1の工事で、表1の単価に基づいて算出した額が10万円以上(バリアフリーと合わせて10万円以上も可)で、下関市内に本店がある業者が行うもの。

②バリアフリー化改修を実施する工事

表2の工事で、表2の単価に基づいて算出した額が10万円以上(省エネルギーと合わせて10万円以上も可)で、下関市内に本店がある業者が行うもの。

4. 補助金の額について

①中心市街地に位置する空き家住宅等 80万円以内(詳細はお尋ねください)

②その他 60万円以内

5. 申請の流れについて

